

鋼船規則

規則

U 編

非損傷時復原性

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 規則 第 48 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 9 月 25 日 理事会 承認

2012 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

2012 年 11 月 15 日 規則 第 48 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

U 編 非損傷時復原性

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-3.を-4.と改め、-3.として次の1項を加える。

-3. 運送許容水分値を超える含有水分値を持つ貨物を運送する船舶の復原性については、本編の規定によるほか、次の(1)又は(2)によらなければならない。

(1) 運送許容水分値を超える含有水分値を持つニッケル鉱を運送する船舶にあつては、本会が別途発行し、国土交通大臣に届け出た「ニッケル鉱（Nickel Ore）運送に関するガイドライン」に規定される要件

(2) 前(1)以外の貨物を運送する船舶にあつては、本会が適当と認める評価手法

~~-34.~~ 本編の規定のほか、当該船舶の船籍国の国内法の規定にも適合する必要があることに注意しなければならない。

附 則

1. この規則は、2012 年 11 月 15 日から施行する。